

令和元年 1 2月定例会
宇土市教育委員会会議録

宇土市教育委員会

1. 日 時 令和元年12月11日（水）午前9時30分開議

2. 場 所 宇土市教育委員会 2 階会議室

3. 出席委員 太田 耕幸教育長 近藤 修教育長代理 園田 寛子委員
芥川 学委員 白井 正晴委員

4. 欠席委員 なし

5. 職務のために出席した者

教育部長 宮田 裕三 学校教育課長 田尻 清孝
指導主事 太田黒 保宏 学校教育課課長補佐 岩崎 広美
生涯活動推進課長 湯野 淳也 文化課長 野田 恵美
図書館長 舟田 武弘 給食センター所長 藤本 勲
中央公民館長 久多見 さとみ

議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 議案第91号 宇土市立幼稚園一時預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第92号 宇土市立幼稚園規則の一部を改正する規則について
議案第93号 宇土市入学準備祝金給付基金条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第94号 特別支援学校及び学級への就学及び転籍について

報告事項

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of diamond shapes, likely a watermark or a decorative element.

日程第 1

太田教育長 本日の会議録署名委員の指名をいたします。

会議録署名委員に芥川委員・白井委員を指名いたします。

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of diamond shapes.

日程第 2

本日の12月教育委員会定例会の会期を1日とします。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

太田教育長 異議ないものと認めます。

太田教育長 本日は、議案4件となっております。

日程第 3

太田教育長 議案第91号を議題といたします。本案について、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 (提案理由説明)

(質疑)

近藤委員 4条の2項は9月の定例教育委員会で新設として設けたものである。そこを削るのはなぜか。条例に入れたので外すのか。

田尻課長 条例とは関係なく、事務の簡素化のための改正である。今まで申込書・許可書が2通りあったものを、1つにまとめる。申込があると、幼稚園側が転記し、教育委員会の許可を受けるということになる。転記の作業の際、利用する日の違いなど、間違いが起きていたため、そのまま申請書を使用すれば、間違いがないということで、様式の改正になった。

近藤委員 言葉の問題ではあるが、保護者が申請と許可をしたように見える。
園田委員 兼許可を外すといけないか。様式は入っているが、規則の文言を
外すといけないのか。

白井委員 保護者は、申込のみであるので、様式の下に区切りをつけたらどうか。

園田委員 様式はいいと思う。規則の2項を削るのはどうか。申込み規則になっているのはどうか。

田尻課長 規則で同じ形式のものを持ってきた。様式の題名がそのまま載せてある。

白井委員 様式の名前をそのまま載せないといけないと思う。

近藤委員 許可書は交付するのであるなら、1項は提出だけであるため、2項の許可を残した方がいいと思う。

太田教育長 近藤委員が言うとおり、様式は1枚の紙ではあるが、1項は申込書を提出する。2項は残して、教育委員会は許可書を交付することはどうか。

芥川委員 これでは、許可がない、申込のみであるため、教育委員会の許可を入れないといけないと思う。

近藤委員 資料を見ると、条例でも様式が決まっている。

条例の中に第4条利用の許可がある。その園児が在籍している園

に申請し、教育委員会の許可を受けなければならない。となっており、詳細が規則である。申請について、申込書兼許可書を使用する。

宮田教育部長

申込書と許可書を別々の様式にした方がいいのでは。

田尻課長

様式を1枚にし、コピーを取って、原本を返す。よその園でも、同様の様式で行っている事例がある。

園田委員

様式はいいと思う。近藤委員が言われているのは、条例では、申請をし、教育委員会が許可を出すと記載してあるが、規則では申請兼許可書を提出のみでいいのかということである。

田尻課長

様式の名前をそのまま記載しないといけない。基本的に転記をしない方向で行なうことが、今回の改正の趣旨である。

近藤委員

9月の定例教育委員会議案第75号で作った様式である。

岩崎課長補佐

10月からこの様式を幼稚園で使用されていたが、事務が複雑になっているため、幼稚園からの要望で再度協議し、1枚にすることになった。

近藤委員

許可を交付するということは残した方がいいと思う。

太田教育長

現行では、第2項に利用許可書を交付するとあるため、残した方がいいのでは。2項を残すことで修正するようにしてはどうか。

田尻課長

修正する。

《採決》（修正して可決）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
太田教育長 議案第92号を議題といたします。本案について、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長

（提案理由説明）

（質疑）

園田委員

第12条保育時数の28時間はなぜ削ったのか。

岩崎課長補佐

登園時間と降園時間が今回の改正ではっきりと決まり、それによって教育時間が明確になったためである。

太田教育長

今回登園は9時まで、降園は15時までと決まったため、そこは削除した。

園田委員

園長が定めることも削るのか。

岩崎課長補佐

9時と15時と定めてあるので、削る。

近藤委員

園長が裁量で決めるものは全くなくなる。

田尻課長

9時から15時を超えるものは教育委員会への申請が必要になると思う。何か行事等でずらす場合は教育委員会に問い合わせすることになる。

近藤委員

園長に少し裁量を与えてもいいのではないか。

- 園田委員 学校も同じで、時数がある。校長の裁量もある。
- 田尻課長 9時から15時の中で、園長の裁量はある。この時間を超えることはないと思う。
- 園田委員 超えることはないが、園長の裁量は残したほうがいいと思う。
- 近藤委員 例えば、研修等で時間が短くなることはあると思う。教職員全員が研修に行く、または、午後から研修に行く場合は、時間が短くなるのではないか。
- 田尻課長 もし、時間がずれた場合は、一時預かりの時間の変更も出てくる。
- 太田教育長 第9条に記載されている、特別の事情がある場合は、この限りではないとしてある。これでカバーできると思う。
- 園田委員 第12条を削る理由は聞いたが、第11条は週数である。保育から教育に変更されているので、第11条はカットされるのか。
- 太田教育長 時数を出すことは必要なのか。
- 園田委員 学校は時数が決めてある。教育の標準時数があるため、時数は出してある。幼稚園はどうか。
- 太田教育長 幼稚園要領で時数が出ているかを確認しないといけない。
- 白井委員 幼稚園要領は詳しくないが、規則の文言が変更になったのは、幼稚園要領からだと思う。小学校の指導要領では、指導計画があり、国語は何時間など決めてあるが、幼稚園要領では決めてあるのか。それがあれば、今の案件が関係してくると思う。
- 田尻課長 幼稚園要領の週の時数はないが、1日の教育時間は4時間を標準とするという記載はある。
- 園田委員 1日の時数の4時間を標準という文言を入れてはどうか。園長先生の裁量を入れてもらいたい。
- 太田教育長 時数については、検討する。
- 近藤委員 現行第10条、改正第9条の登園時間を9時までと変更してあるが、朝早く預けに来る保護者が出てくるのではないか。一時預かりの時間が朝は午前7時30分から午前9時までと変更になるため、預かり保育をしている人と朝早く来ている人が混在するのではないか。朝早く来て、一時預かりのお金を払わずに預けるという保護者ときちんと申請をして一時預かりを利用される保護者が出てくるという懸念がある。不公平が生ずるのではないか。
- 田尻課長 園長との打ち合わせを行い、一時預かりを事前に申請しての預かりであるため、登園時間を9時までとしていれば、朝早くから連れて来られる保護者はいないと言われた。園長は大丈夫であると言われた。何時から何時までと記載するようアドバイスは行ったが、園長は9時までの記載で大丈夫ということであった。入園説明会で8時45分からであると言われており、9時までは一時預

- かりであるということの条例はある。
- 近藤委員 9時までの登園ということは、朝早くからでもいいことになる。決まっていないのであれば、朝早く連れてきてもいいと言われた場合の対応は。園長先生の説明もできないのでは。現在の園長先生は保護者の理解があるため、説明できると思っているが、今後園長も変わるために、あとの方が困ると思う。
- 田尻課長 一時預かりの説明をすれば、9時ということがわかる。8時45分から9時までという話はしてある。
- 岩崎課長補佐 現行は、午前8時45分から午前9時15分までとなっていた。そのときの教育時間の考え方方が先生によって各々であったため、9時と限定した方がいいという要望を幼稚園から言われた。9時と限定するとバラバラに連れて来れなくなるため、9時までということになった。
- 田尻課長 9時と限定してもいいが、9時ちょうどに連れて来なければいけないのかということになる。
- 宮田教育部長 登園時間を何時までとするという文言では、解釈の仕方が難しいところもある。もっとわかりやすい文言にはできないか。
- 太田教育長 小中学校は何時までに登校するという文言であると思う。あまり早く来るなということは伝えてある。
- 園田委員 学校は8時に開ける・8時20分に開けるということを保護者に伝えている。その前に来ても門が閉まっている。学校説明時に何時に開けるという話をしている。幼稚園は午前8時45分から午前9時までに変更することはどうか。降園時間は午後3時まででいいと思う。
- 近藤委員 預かり保育がない日は、先生方も早く来ないと思う。
- 太田教育長 預かり保育は、幼稚園が開園している日はしている。預かり保育がなく、幼稚園の幼児教育のみという日はないと思う。
- 田尻課長 式典等の日は預かり保育はない。
- 宮田教育部長 登園時間は午前8時45分から午前9時まで、でいいのではないか。降園時間は午後3時とする、でいいのではないか。
- 園田委員 降園時間は行事等があるため、午後3時までとする、でいいのではないか。
- 太田教育長 登園時間は午前8時45分から午前9時まで、降園時間は午後3時までとするとしてはどうか。
- 田尻課長 次回までに検討する。
- 《採決なし》（次回継続）
- ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
- 太田教育長 議案第93号を議題といたします。本案について、学校教育課長

から説明願います。

学校教育課長 (提案理由説明)
(質疑)

近藤委員 給食費の滞納の有無は前住所地を調べはしないのか。
田尻課長 前住所地ではしない。宇土市ののみである。

園田委員 様式第4号の調査対象者の枠が4人であり、兄弟が多い場合はどうなるのか。

田尻課長 足りない場合は、連絡を頂くと枠の追加を行う。

《採決》(原案のとおり)
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

議案第94号 (非公開)

《採決》(原案のとおり)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
太田教育長 本日の日程は全て終了しましたので、令和元年12月の定例教育委員会閉会します。

— 閉会 — (午前12時12分)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
報告事項
教育部長 • 12月市議会定例会について
• 職員の交通安全 園児・児童・生徒の交通安全について
学校教育課長 • いじめ防止等対策委員会について(11/19, 12/10に第3・4回会議)
指導主事 • 学校における問題行動について
• いじめについて
生涯活動推進課長 • 差別張紙事案の発生について
図書館長 • 駐車場の地下タンク撤去不可について
給食センター所長 • 食物アレルギー除去食開始について(29人対象)

近藤委員 図書館は1月5日に開館、6日に仕事始めとなっている。5日が仕事始めではないか。
図書館長 市役所全体の仕事始め式が6日にあるため、6日を仕事始めとしている。
近藤委員 ホームページの掲載で網田学童クラブの改修工事が載っていた。

太田教育長

網田小学校を改修するのか。

網田学童クラブは子育て支援課の管轄になるが、施設がなかったため、学校を借りて行うことになっていた。年度更新で借りていたが、建てる土地もなく、学校の周りは傾斜があり、施設も建てにくい。学校の施設を学童で使用することになった。現在使用していないパソコン教室を学童で使用することになり、改修することとなった。パソコン教室の向かい側に被服室があり、そこも改修し、学童で使用することになった。

近藤委員

太田教育長

かなりの金額であった。どういう工事をされるのか。

場所の選定を前教育部長、子育て支援課、学校とで協議し、調理室の改修も考慮したが、水回りにかなりの費用がかかるということで、パソコン室・被服室を改修することになった。本来は、学校外で使用すべきであり、施設を探していたが、なかなか見つからず、学校から離れていると、児童の安全性の確保が難しくなる。児童にとっても、管理がしやすい学校が一番いいということになった。

議事録署名

委員 芥川 学

委員 白井 正晴